



鳥取県公報

平成 20 年 4 月 8 日 (火)
第 7 9 8 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	青少年に有害な図書 の 指定 (237) (青少年・文教課) 2 鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の届出 (238) (自治振興課) 2 生活保護法による介護機関の指定 (239) (福祉保健課) 2 生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (240) (〃) 3 国土調査の成果の認証 (241) (耕地課) 3 小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間 (242) (水産課) 4 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (243) (東部総合事務所県民局) 4 指定居宅サービス事業者の指定 (244) (東部総合事務所福祉保健局) 5 指定居宅サービス事業者の廃止 (245) (〃) 5 指定居宅介護支援事業者の廃止 (246) (〃) 6 指定介護老人福祉施設の指定 (247) (〃) 6 指定介護予防サービス事業者の指定 (248) (〃) 7 指定介護予防サービス事業者の廃止 (249) (〃) 7 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (250) (中部総合事務所県民局) 8 指定居宅サービス事業者の指定 (251) (中部総合事務所福祉保健局) 8 指定居宅サービス事業者の廃止 (252) (〃) 9 指定居宅介護支援事業者の廃止 (253) (〃) 9 指定介護予防サービス事業者の指定 (254) (〃) 9 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 (255) (西部総合事務所福祉保健局) 10 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (256) (〃) 10
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (7) (教育総務課) 11
◇ 公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 11
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育センター) 12
◇ 雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防チーム) 14

告 示

鳥取県告示第237号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定 番号	種別	図書類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7055	雑誌	お尻倶楽部 VOL. 9 2	雑誌 02299-03	三和出版株式会社
7056	〃	素人写真THE MOVIE	雑誌 68461-17	株式会社大洋図書
7057	〃	エンジェルクラブ 4月号	雑誌 11945-4	エンジェル出版
7058	〃	月刊桃姫 4月号	雑誌 13879-4	富士美出版株式会社
7059	〃	うぶモード 3月号	雑誌 01887-03	株式会社コアマガジン
7060	〃	ごっくんDX VOL. 1	雑誌 60012-39	株式会社一水社
7061	〃	覗き！盗撮カメラ衝撃報告DVD ㊦激写最前線4月号増刊	雑誌 16396-04	サンデー社
7062	〃	投稿キング 4月号	雑誌 06501-4	ワイレア出版株式会社
7063	〃	フェチ外来	雑誌 64192-18	三和出版株式会社
7064	〃	潮吹き美少女コレクション	雑誌 68295-54	マイウェイ出版株式会社

鳥取県告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の届出を平成20年3月26日受理したので、同条第5項の規定により告示する。

平成20年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日

財団法人恵仁会	米子市西町 36-1	財団法人恵仁会薬局	米子市加茂町 二丁目219	居宅療養管理 指導	平成 19 年 12 月 1 日
株式会社メ ディコープ とっとり	鳥取市末広 温泉町566	株式会社メ ディコープ とっとりヘルパース テーションたんぼぼ	鳥取市末広温 泉町211	訪問介護	平成 20 年 4 月 1 日
株式会社わ かとり	米子市大崎 1404	株式会社わかとりハ ートステーション倉吉	倉吉市清谷325	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業 所の所在地	介護予防事業 の種類	指定年月日
財団法人恵仁会	米子市西町 36-1	財団法人恵仁会薬局	米子市加茂町 二丁目219	介護予防居宅 療養管理指導	平成 19 年 12 月 1 日
株式会社メ ディコープ とっとり	鳥取市末広 温泉町566	株式会社メ ディコープ とっとりヘルパース テーションたんぼぼ	鳥取市末広温 泉町211	介護予防訪問 介護	平成 20 年 4 月 1 日
株式会社わ かとり	米子市大崎 1404	株式会社わかとりハ ートステーション倉吉	倉吉市清谷325	〃	〃

鳥取県告示第 240 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所 在 地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の 所 在 地	廃止年月日
鳥取医療生活 協同組合	鳥取市末広温泉町 566	鳥取生協病院ダイケア かがやき	鳥取市末広温泉町 252	平成 20 年 2 月 29 日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所 在 地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の 所 在 地	廃止年月日
鳥取医療生活 協同組合	鳥取市末広温泉町 566	鳥取生協病院ダイケア かがやき	鳥取市末広温泉町 252	平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県告示第 241 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成20年 4 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成11年度から 平成19年度まで	米子市（淀江町西尾原、平岡及び本宮の各一部）の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町西尾原、平岡及び本宮の各一部	平成20年 4 月 8 日
倉吉市	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	倉吉市（国府、西倉吉町、秋喜、秋喜西町及び福光の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市国府、西倉吉町、秋喜、秋喜西町及び福光の各一部	〃
〃	〃	倉吉市（関金町堀及び関金町明高の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市関金町堀及び関金町明高の各一部	〃
八頭町	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	八頭町（茂谷の全部）の地籍図及び地籍簿	八頭町茂谷の全部	〃
伯耆町	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	伯耆町（古市の一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町古市の一部	〃
〃	平成 15 年度から 平成 19 年度まで	伯耆町（久古及び福岡原の各一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町久古及び福岡原の各一部	〃
日南町	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	日南町（阿毘縁の一部）の地籍図及び地籍簿	日南町阿毘縁の一部	〃
〃	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	日南町（花口の一部）の地籍図及び地籍簿	日南町花口の一部	〃
〃	〃	日南町（三栄の一部[503]）の地籍図及び地籍簿	日南町三栄の一部（503）	〃
〃	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	日南町（三栄の一部[504]）の地籍図及び地籍簿	日南町三栄の一部（504）	〃

鳥取県告示第 242 号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 46 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業に係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 66 条第 1 項の許可の申請期間を平成 20 年 4 月 8 日から同月 18 日までと定めたので、同規則第 9 条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第243号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年5月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成20年3月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岩美かたつむり工房

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

瀨崎 智熙

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

岩美郡岩美町大字新井269

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者（精神・知的・身体）に対して、地域での交流・創造的活動・生涯活動等、社会復帰の促進に関する事業を行い、地域の発展と社会福祉の増進を図り、広く公益に貢献し、障害者の自立の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社メディアコープとっとり 代表取締役社長 池成 福己	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディアコープとっとりヘルパーステーション たんぼぼ	鳥取市末広温泉町211	訪問介護	平成20年4月1日
株式会社メディアコープとっとり 代表取締役社長 池成 福己	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディアコープとっとりデイサービスかがやき	鳥取市末広温泉町203	通所介護	〃

鳥取県告示第245号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
日立コンシューマ・マーケティング株式会社 取締役社長 渡辺 修徳	東京都港区西新橋二丁目15-12	中国日立家電株式会社鳥取営業所	鳥取市千代水三丁目106	福祉用具貸与	平成20年3月31日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町566	鳥取生協病院デイサービスかがやき	鳥取市末広温泉町252	通所介護	〃

鳥取県告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原 昌彦	鳥取市伏野2259-43	三津白寿苑	鳥取市三津869-7	平成20年3月31日

鳥取県告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原 昌彦	鳥取市伏野2259-43	いこいの杜	鳥取市湖山町西三丁目113-1	平成20年4月1日

鳥取県告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社メディコープとっとり 代表取締役社長 池成 福己	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディコープとっとりヘルパーステーションたんぼぼ	鳥取市末広温泉町211	介護予防訪問介護	平成20年4月1日
株式会社メディコープとっとり 代表取締役社長 池成 福己	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディコープとっとりデイサービスかがやき	鳥取市末広温泉町203	介護予防通所介護	〃
有限会社エス・ティ・エヌ 代表取締役 遠藤 美千枝	鳥取市今町一丁目130	エスポワール	鳥取市今町一丁目130	介護予防訪問介護	平成20年4月14日

鳥取県告示第249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長 理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町566	鳥取生協病院デイサービスかがやき	鳥取市末広温泉町252	介護予防通所介護	平成20年3月31日

鳥取県告示第250号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年5月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日
平成20年3月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人『楽』（登記上の表示 特定非営利活動法人 楽）
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
井手添 敬子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市上井町一丁目12
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は障がいのある人や、高齢者を中心に全ての人が主体的に社会参加し生きがいを持って自己実現に向けた地域生活を営めるよう支援し、共生の地域づくりを目指す事を目的とする。

鳥取県告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦	鳥取市伏野2259-43	デイサービスセンターほのぼの家	倉吉市昭和町1-10	通所介護	平成20年4月1日
〃	〃	ははき訪問介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字上浅津70	訪問介護	〃
〃	〃	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所母来寮	〃	特定施設入居者生活介護	〃

株式会社わかとり 代表取締役 角 祐一	米子市大崎1404	株式会社わかとり ハートステーション倉吉	倉吉市清谷325	訪問介護	〃
---------------------	-----------	----------------------	----------	------	---

鳥取県告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
有限会社ホームケアアーム代表取締役 山田満壽子	倉吉市明治町1037-4	有限会社ホームケアアーム	倉吉市明治町1037-4	訪問入浴	平成20年3月31日
医療法人社団もりもと 理事長 森本益雄	東伯郡琴浦町大字逢東1210	訪問看護ステーション鈴ヶ野	東伯郡琴浦町大字逢東1216-1	訪問看護	〃
株式会社大陽堂薬局 代表取締役 廣瀬満昭	倉吉市上井27-1	株式会社大陽堂薬局	倉吉市上井27-1	福祉用具貸与	平成20年4月1日

鳥取県告示第253号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人みどり福祉会 理事長 村田 実	倉吉市福守町452	倉吉スターガーデン北栄事業所	東伯郡北栄町東園218-1	平成20年3月31日

鳥取県告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社わかとり 代表取締役 角 祐一	米子市大崎1404	株式会社わかとり ハートステーション倉吉	倉吉市清谷325	介護予防訪問介護	平成20年4月1日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦	鳥取市伏野2259-43	ははき訪問介護事業所	東伯郡湯梨浜町 大字上浅津70	〃	〃
〃	〃	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所母来寮	〃	介護予防特定施設入居者生活介護	〃
〃	〃	デイサービスセンターほのぼの家	倉吉市昭和町1-10	介護予防通所介護	〃

鳥取県告示第255号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 あしーど	米子市道笑町二丁目126	障害者生活支援センターすてっぷ	米子市道笑町二丁目126-4	平成20年4月1日

鳥取県告示第256号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
-----	------------	--------------------------	---------------------------	-------------	-------

社会福祉法人 柿木村福祉会	西伯郡大山町高 田1685-3	柿木村共同作業所	西伯郡大山町高田 1685-3	就労継続支 援	平成 20 年 4 月 1 日
特定非営利活 動法人 伯耆 みらい	西伯郡伯耆町大 殿1010	伯耆みらい	西伯郡伯耆町大殿 1010	就労継続支 援	〃
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤 八丁目 9-23	障害福祉サービ ス事業所 あんず・あ ぶりこ	米子市上後藤 八丁目 9-23	就労移行支 援、就労継続 支援	〃
社会福祉法人 まつぼっくり	境港市竹内町40	まつぼっくり事業 所	境港市竹内町40	就労移行支 援、就労継続 支援	〃

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第 7 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 20 年 4 月 8 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 20 年 4 月 10 日 (木) 午後 2 時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成 20 年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について
 - (2) その他

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成 20 年 4 月 8 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
神 谷 一 成	鳥取市今町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち東品治、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
高 住 洋 一	鳥取市瓦町	
江 角 治 男	倉吉市上井町	上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
藤 井 俊 宏	倉吉市上井町	

内 田 幸 治	米子市末広町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
福 井 將 夫	米子市皆生	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
京久野 勝 之	境港市松ヶ枝町	境港市街地区 (境港市のうち元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)
寺 本 勤	境港市外江町	

2 少年指導委員の任期

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県教育情報通信ネットワークシステムプロキシーサーバ 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成20年6月1日から平成24年6月30日まで

(4) 履行場所

鳥取市湖山町北五丁目201 鳥取県教育センターTorikyo-NET管理室

(5) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年4月23日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成20年4月8日（火）から同月28日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 入札説明書に示すところにより、情報処理に関する資格を有する者を配置し、又は1の(1)に掲げるシステムと同等のシステムを導入した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター情報教育課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター情報教育課

電話 0857-28-2323

ファクシミリ 0857-28-8513

電子メール jyouhou@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成20年4月8日（火）から同月23日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

- (4) 郵便等による入札

不可とする。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年4月28日（月）午後2時

鳥取県教育センター第2研修室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年4月23日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に49月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に49月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 4 月 8 日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日時
甲種危険物取扱者試験	平成 20 年 6 月 15 日（日）午前 9 時 45 分から
乙種 4 類以外の危険物取扱者試験 （複数種類受験の場合は乙 4 類を含むことも可）	”
乙種 4 類危険物取扱者試験	平成 20 年 6 月 15 日（日）午後 1 時 30 分から
丙種危険物取扱者試験	平成 20 年 6 月 15 日（日）午前 9 時 45 分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目 220	鳥取県庁
鳥取市尚徳町 101-5	鳥取県立県民文化会館
倉吉市山根 529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館
米子市古豊千 520	米子職業能力開発促進センター
米子市末広町 74	米子コンベンションセンター

3 受験願書の受付期間

平成 20 年 4 月 11 日（金）から同月 25 日（金）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 4 階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては 5,000 円、乙種危険物取扱者試験にあつては 3,400 円、丙種危険物取扱者試験にあつては 2,700 円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会すること。